

タイル張り職種(タイル張り作業)

<p>作業の定義</p>	<p>モルタル及び接着剤を使用し、割り付け図にしたがって段取り、タイル張り、化粧目地仕上げ等の工程により、磁器質、せつ器質、陶器質等のタイルを所定の位置に張り付け、表面を仕上げる作業をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)タイル張り作業 ①タイル工事の段取り作業 1.タイルの選別作業 2.墨出し作業 3.糸出し作業(たて糸及びよこ糸) 4.タイルの割付け作業(タイル目地割作業) 5.タイル加工作業 ②タイル張り作業 1)タイルの張り付け材料の調合及び混練作業 2)次に掲げる下地の下塗り及び修正作業(下地面、吸水調整剤の塗布後に各下地、ポリマーセメント、モルタルでこすり塗りする。) 1.れんが下地(セメントモルタル系) 2.コンクリート下地(セメントモルタル系) 3.コンクリートブロック下地(セメントモルタル系) 4.ラスモルタル下地(セメントモルタル系) 5.ボード下地(ボンド系) 3)次に掲げるタイル張り作業 1.張付けモルタルの塗付け 2.張付け用接着剤の塗付け 3.壁面に混和剤入りモルタル又は接着剤によるタイル張り 4)次に掲げるタイル張りの仕上げ作業 1.化粧目地の作製作業 2.ふきとり、水洗い等の清掃作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)タイル張り作業 ①タイル工事の段取り作業 1.タイルの選別作業 2.墨出し作業 3.糸出し作業(たて糸及びよこ糸) 4.タイルの割付け作業(タイル目地割作業) 5.タイル加工作業 ②タイル張り作業 1)タイルの張り付け材料の調合及び混練作業 2)次に掲げる下地の下塗り及び修正作業(下地面、吸水調整剤の塗布後に各下地、ポリマーセメント、モルタルでこすり塗りする。) 1.れんが下地(セメントモルタル系) 2.コンクリート下地(セメントモルタル系) 3.コンクリートブロック下地(セメントモルタル系) 4.ラスモルタル下地(セメントモルタル系) 5.ボード下地(ボンド系) 3)次に掲げるタイル張り作業 1.内装タイル接着剤張り 2.床タイル張り 4)次に掲げるタイル張りの仕上げ作業 1.化粧目地の作製作業 2.ふきとり、水洗い等の清掃作業 5)タイルの種類判定作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)タイル張り作業 ①タイル工事の段取り作業 1.タイルの選別作業(欠損、傷等の確認含む) 2.墨出し作業 3.糸出し作業(たて糸及びよこ糸) 4.タイルの割付け作業(タイル目地割作業) 5.タイル加工作業 ②タイル張り作業 1)タイルの張り付け材料の調合及び混練作業 2)次に掲げる下地の下塗り及び修正作業(下地面、吸水調整剤の塗布後に各下地、ポリマーセメント、モルタルでこすり塗りする。) 1.れんが下地(セメントモルタル系) 2.コンクリート下地(セメントモルタル系) 3.コンクリートブロック下地(セメントモルタル系) 4.ラスモルタル下地(セメントモルタル系) 5.ボード下地(ボンド系) 6.コンクリートパネル下地(ALCパネルを含む) 3)次に掲げるタイル張り作業 1.内装タイル接着剤張り 2.内装タイル密着張り 3.床タイル張り 4.マスク張り 5.モザイクタイル張り 6.タイル型枠先付け張り 4)次に掲げるタイル張りの仕上げ作業 1.化粧目地の作製作業 2.ふきとり、水洗い、酸洗い等の清掃作業 5)タイルの種類判定作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③タイル張り職種における整理・整頓・清掃・清潔・躰(習慣)の遵守 ④タイル張り作業で使用する機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①れんが下地施工作業 ②コンクリート下地施工作業 ③コンクリートブロック下地施工作業 ④ラスモルタル下地施工作業 ⑤コンクリートパネル(ALCパネルを含む。)下地施工作業 ⑥ボード下地施工作業 ⑦タイル下地の点検作業 ⑧タイル工事の養生作業 ⑨フレキシブルボード(「繊維強化セメント板」の一種で、セメントと補強繊維を原料に高圧プレス成形した不燃材。)施工作業 ⑩床、砂伏せ工法[空練りモルタルを均し、ノロ(セメントペースト等)の上にタイル張りをする。]作業 ⑪床敷モルタルタイル張り作業 (2)周辺業務 ①タイル張り工事用資材の構内運搬作業 ②タイル張り工事用資材の梱包・出荷作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>必ず1.を使用し、他は必要に応じて使用すること。 1.各種タイル 2.セメント 3.骨材 4.混和剤 5.接着剤 6.下地材料 7.既製調合モルタル 8.防汚・抗菌剤材料 9.防カビ目地材</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械・設備 1.各種足場 2.荷揚げ及び運搬用機械 3.電気設備 4.給排水設備 ②器具等 1.から4.及び7.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること 1.タイル張り用器具[各種こて、こて板、金槌、ブラシ、水柄杓(みずひしゃく)等] 2.墨出し用器具(水準器、さしがね、スケール、下げ振り、糸、墨つぼ、墨差し等) 3.タイル加工用器具[タイルカッタ、タイル切り台、モザイク切り(喰いきり)、金剛砥石、タイル用きり、のこぎり等] 4.混練用器具[とろ舟、バケツ、手鍬(てぐわ)等] 5.測量用器具(水準器、レベル、トランシット等) 6.電気工具等(コードリール、投光器、電気ドリル、電気タイルカッタ、振動工具、モルタルミキサ、ハンドミキサ、ダイヤモンドホール付ディスクグラインダ等) 7.各種保護具(保護帽、安全靴、保護眼鏡、保護マスク、安全帯、ゴム手袋等)</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>単体としてのタイルは半製品であり、施工によって初めて価値を生ずるものである。すなわち、特定の製品ではなく、タイル張り作業の結果が製品である。</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.石材施工作業 2.左官作業 3.れんが積み作業 4.築炉作業 5.ブロック建築作業 6.ALCパネル施工作業 7.コンクリート積みブロック施工作業 8.タイル製造作業 9.プレセットタイルパネルの製造又は施工作業 10.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		